

**提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施、  
精子・卵子・胚の提供までの手続きや実施医療施設の施  
設・設備の基準（検討課題２）**

**- 「生殖補助医療技術に関する専門委員会」報告書において提  
示された条件及びその具体化のための要検討事項（案） -  
（第４次改訂後（平成１４年１１月２１日版））**

- 1 p とあるのは、「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療のあり方について  
の報告書」関係資料集」中の該当ページを示す。
- 2 波線部が前回からの変更部分である。
- 3 この資料において「胚」とは、夫婦が自己の胚移植の為に自己の精子・卵子を  
使用して得た胚でないことが文脈上明らかである場合を除き、「夫婦が自己の胚移  
植のために得た胚であって、当該夫婦が使用しないことを決定したもの」のこ  
とを言う。

**1 インフォームド・コンセント、カウンセリングの具体的な内容**

**（１）提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療における十分な説明の  
実施について**

**（ア）提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける夫婦に対す  
る十分な説明の実施**

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、当該生  
殖補助医療を受ける夫婦が、当該生殖補助医療を受けることを同意する前に、  
当該夫婦に対し、当該生殖補助医療に関する十分な説明を行わなければなら  
ない。（p 35）

「提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける夫婦に対する十分  
な説明」とはどのようなものか？（説明の主体は？説明の客体は？説明す  
る内容は？説明する方法は？説明する時期は？）

説明の主体は？

\_\_\_ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けることを希望す

る者の診療を行う医師であって、生殖生理学、発生学、生殖遺伝学等を含む生殖医学に関する全般的知識を有し、生殖補助医療に関する診療の経験が豊かで、医療相談、カウンセリングに習熟した医師。

説明を行う医師は、必要があれば他の専門職に説明の補足を依頼することができる。

説明の客体は？

- 提供を受けることを希望する法律上の夫婦。  
当該夫婦は原則として同時に揃って説明を受ける。

説明する内容は？

- 説明する内容は、以下のとおりとする。

以下、 は説明することを必須とする事項  
は必要に応じて説明する事項

## 1. 生殖補助医療の医学的事項について

(1) 生殖補助医療に関する一般的な医学的事項について

( ) 検査について

検査の種類 ( 1 ) と各々についての具体的な実施方法、実施に要する期間等について

検査の過程における副作用や合併症のリスクと起こった際の医学的対処方法について

( ) 治療について

治療の種類 ( 2 ) と各々についての医学的適応、具体的な実施方法、実施に要する期間等について

生殖補助医療を受けるにあたって起こりうる副作用のリスク ( 多胎妊娠、卵巣過剰刺激症候群、手術操作に関するリスク等 ) と起こった際の医学的対処法について

( ) 予想される結果について

妊娠率、流産率、生産率、突然変異の遺伝病・染色体異常・形態的な先天異常等の発生率等について

多胎妊娠の可能性及び極低出生体重児や超低出生体重児の生まれる

## 可能性について

- ( 1 ) 例えば、基礎体温、精液検査、子宮卵管造影、頸管粘液検査、性交後試験、超音波検査、内分泌検査、子宮鏡検査、腹腔鏡検査、排卵障害の有無、多嚢胞性卵巣の有無、プロラクチン値の測定、子宮内膜症の有無、子宮筋腫の有無、卵巣嚢腫の有無、子宮内膜ポリープの有無、卵管閉鎖の有無等
- ( 2 ) 例えば、タイミング療法、夫精子による人工授精、ホルモン療法、排卵誘発、子宮筋腫核出術、卵巣嚢腫摘出術、マイクロサージェリー、腹腔鏡下手術、経頸管的粘膜下筋腫、ポリープ切除、体外受精・胚移植、顕微授精等

上記 ( ) ~ ( ) の事項につき、

- ・ できるだけ正確な最新の情報を提供するように努めなければならない。
  - ・ また、提案されている治療によって期待される結果と同時に、その治療の限界についても説明されなければならない。
  - ・ 妊娠率や流産率、副作用等、提供を受ける者の年齢によって異なる結果が想定される事項については、可能な限り提供を受ける夫婦の年齢に応じた説明をするよう努めなければならない。
  - ・ 提供を受ける夫婦が実際に治療を受ける医療施設におけるデータと全国平均のデータの両方を用いて説明するのが望ましい。
- ( 2 ) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に関する医学的事項について

上記 ( 1 ) ( ) ~ ( ) の事項の中で、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に関して特に言及すべき事項について ( R h 型不適合妊娠等、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療において特に注意が必要な事項について )

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける医学的理由について ( 配偶者間の生殖補助医療では妊娠できないと判断された理由について )

## 2 . 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施及び精子・卵子・胚の提供について

- ( 1 ) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施の条件について
- ( ) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けることができる者の条件について

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療全般に関わる条件について

加齢により妊娠できない夫婦は対象とならないこと  
自己の精子・卵子を得ることができる場合には、それぞれ精子・卵子の提供を受けることはできないこと  
夫婦の健康状態、精神的な安定度、経済状況など、生まれてくる子どもを安定して養育していける夫婦に限って提供を受けられること

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の種類ごとに適用される条件について

( A I Dを受ける者に対して )

精子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦に限って、提供された精子による人工授精を受けることができること

( 提供された精子による体外受精を受ける者に対して )

女性に体外受精を受ける医学上の理由があり、かつ精子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦に限って、提供された精子による体外受精を受けることができること

( 提供された卵子による体外受精を受ける者に対して )

卵子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦に限って、提供された卵子による体外受精を受けることができること

ただし、卵子の提供を受けなければ妊娠できない夫婦も、卵子の提供を受けることが困難な場合には、提供された胚の移植を受けることができること

( 提供胚の移植を受ける者に対して )

胚の提供を受けなければ妊娠できない夫婦に限って、提供された胚の移植を受けることができること

( ) 子宮に移植する胚の数の条件について

体外受精・胚移植又は提供胚の移植に当たって、1回に子宮に移植する胚の数は、原則として2個まで、移植する胚や子宮の状況によっては、3個までとされていること

( 2 ) 精子・卵子・胚の提供の条件について

( ) 精子・卵子・胚の提供者の条件について

精子提供者は、満55歳未満の成人であること

卵子を提供できる人は、既に子のいる成人であって、満35歳未満であること

ただし、卵子提供者が自己の体外受精のために採取した卵子の一部を提供する場合には、当該提供者は既に子がいることを要さないこと  
同一の人からの卵子の提供は3回までであること

同一の人から提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた人が妊娠した子の数が10人に達した場合には、当該人から提供された精子・卵子・胚は生殖補助医療に使用することはできないこと

提供される精子・卵子・胚は、血清反応、梅毒、B型肝炎ウィルスS抗原、C型肝炎ウィルス抗体、HIV抗体等の感染症の検査が行われること

具体的には、提供時及びウィンドウ・ピリオドが終了した後に、上記の感染症についての検査を行い、陰性が確認された提供者の精子・卵子（実際には、夫の精子と受精させた胚）・胚であること

上記感染症の検査の結果は提供者に知らせること

遺伝性疾患に関しては、日本産科婦人科学会の会告「非配偶者間人工授精と精子提供」に関する見解」の遺伝性疾患に関する部分及びその解説の当該部分に準じたチェック（問診）が行われること

遺伝性疾患のチェックの結果、精子・卵子・胚の提供を希望する者が当該提供を認められないと判断される場合もあること

( ) 精子・卵子・胚の提供に対する対価の条件について

精子・卵子・胚の提供に関し、金銭等の対価を供与すること及び受領することは一切禁止されていること

ただし、実費相当分（交通費、通信費等）については、この限りでないこと

提供を受ける者より提供者に支払うことができる実費相当分の具体的な額（P）

（「実費相当分」として認められるものの具体的な範囲について（検討課題1））

（検討課題1第10次改訂後資料P16）

（要検討事項）

「実費相当分」として認められるものの具体的な範囲をどのように設定するか？

（交通費、通信費のほかにもどのようなものを実費相当分に含めるのか？）

（案1）個々の事例について、精子・卵子・胚の提供のために提供者が実際に支払った金額に一定額を加算した額を「実費相当分」（の上限）として認

める。

(案2) 個々の事例について、実際にかかった額を含めた一定の額を「実費相当分」(の上限)として認める。

(案3) 個々の事例について、実際に提供者が負った負担に応じた額を「実費相当分」(の上限)として認める。

(案4) 個々の事例について、精子・卵子・胚の提供のために提供者が実際に支払った金額のみを「実費相当分」として認める。

(案5) 「実費相当分」という以上の具体的な基準は特に示さない。

医療費やカウンセリングの費用等、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の施行に要する費用は、提供を受ける者が全額負担すること

( ) 精子・卵子・胚の提供における匿名性の条件について

精子・卵子・胚の提供は匿名で行われること

精子・卵子・胚の提供における匿名性の保持の特例として、精子・卵子・胚を提供する人が兄弟姉妹等以外に存在しない場合には、当該精子・卵子・胚を提供する人及び当該精子・卵子・胚の提供を受ける人に対して、十分な説明・カウンセリングが行われ、かつ、当該精子・卵子・胚の提供が生まれてくる子の福祉や当該精子・卵子・胚を提供する人に対する心理的な圧力の観点から問題がないこと及び金銭等の対価の供与が行われないことを条件として、兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供が認められていること(P)

兄弟姉妹等から提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、その実施内容、実施理由等を公的管理運営機関に申請し、当該生殖補助医療が上記の要件に則して行われるものであることの事前の審査を受けることとされていること(P)

(検討課題1第10次改訂後資料P19)

(要検討事項)

兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供を認めるか?

(案1) 「兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供」を認める。

(案2) 「兄弟姉妹のみからの精子・卵子・胚の提供」を認める。

(案3) 「姉妹等からの卵子の提供」のみ認める。精子・胚については、兄弟姉妹等からの提供を認めない。

(上記3案いずれの場合も)

子の福祉などを担保するためのカウンセリング体制の整備などの環境整備を条件とする。

(関連) カウンセリング、インフォームド・コンセントの内容(検討課題2)

(関連) 生まれた子の出自を知る権利(検討課題1・3)